

隠岐広域連合立隠岐病院
放射線関連機器一式調達事業者選定

仕 様 書

令和 7 年 3 月 3 1 日

I. 事業名

隠岐病院放射線関連機器一式調達事業者選定事業

II. 業務

1. 業務目的

隠岐広域連合立隠岐病院（以下「当院」という。）における放射線関連機器一式の導入に関し、機器の調達等について自由提案により当院に適正なコストで最適な診断・治療環境を提案する事業者を選定することにより、医療従事者及びその他病院職員の業務の負担軽減並びに経費節減を図ることを目的とする。

2. 業務概要（機器等の詳細については、仕様書内「仕様項目書」に記載する。）

（1）機器の導入

当院が指定する性能・機能に関する要件をすべて満たす機器（付属品等含む）の導入

※仕様書の要件を満たす機器を5台導入

（2）機器の導入に必要となる工事等

- ・工事（内装工事、シールド工事等）
- ・搬入・据付・調整・既存装置（5台）処分等

（3）上記（1）から（2）に付随する業務

- ・機器の稼働までに付随する業務

※新機器については、本格稼働の期限を以下のとおりとする予定

令和7年12月26日（金）

（ただし、既存設置機種の不具合により稼働開始日が早まることもある）

※操作方法の当院職員への説明や法規制に必要な書類等の関係機関への届出（当院が直接届出を行うことを必要とするものについてはその支援）を含む。

III. 設置場所

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355

隠岐病院 1階放射線科

IV. 構成機器及び数量（詳細は「仕様項目書」参照）

一般撮影システム 2台、X線透視撮影システム 2台及び FPD 搭載回診用 X線撮影システム 1台（付属品等含む）

※機器納入検査実施日から1年間は無償保証期間とする。また、導入2年目からの保守費用（導入から10年間）について、見積書（見込）（提案書様式第5号）として提出すること。

V. 業務従事者・業務実施体制等の条件

1. 業務実施体制

(1) 業務実施主体

- ・すべての業務を同一事業者が行うものとし、複数事業者により構成される共同事業体は認めない。
- ・予め当院の書面による同意がある場合は、業務の一部を第三者へ委託することも可能とする。
- ・受託事業者が、災害、労働争議又は業務停止等の事情により受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、あらかじめ、業務を継続できる体制を構築するよう努めること。

(2) 患者の権利の尊重

- ・受託事業者は、当院の患者との信頼関係を大切にし、プライバシー、人格その他患者の権利を尊重し、挨拶・言葉使い、態度等に十分留意しなければならない。

(3) 守秘義務

- ・受託事業者は、業務上知り得た情報については、一切漏えいしてはならない。
- ・業務従事者が守秘義務を順守するよう、あらかじめ十分な教育・対策を講じなければならない。

(4) 業務従事者の労務管理・健康管理

- ・受託事業者は、業務従事者の労務管理を徹底し、労働災害が発生しないよう事前に十分な対策・業務従事者教育を講じなければならない。万が一労災が発生した場合は、直ちに当院に報告するとともに、適切な処理を講じなければならない。
- ・受託事業者は、業務従事者の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。また感染症等の症状が見られる又は疑われる場合は、業務に従事させないこと。

2. 教育研修

- ・取扱説明書は日本語とし、当院が要求する部数を用意すること。
- ・病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。
- ・病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、保守管理体制が十分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。
- ・機器稼動後一定期間は、当院の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。なお、期間は病院と協議すること。
- ・安定運用となった後においても、当院から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに対応すること。

VI. 事前準備・引継

- (1) 受託事業者は、業務を円滑に行うことができるように、契約締結から業務開始までの間に十分な準備を行うこと。なお、準備期間中の諸費用については、受託事業者が負担する。
- (2) 受託事業者は、1年間の無償保証期間の終了後に保守管理業務を受託する者が、別の事業者決定された場合は、無償保証期間の終了後に保守管理業務を受託する者が業務に支障を来さぬよう、業務開始前に適切かつ十分な引継を行うこと。なお、引継期間中の諸費用については、新旧受託事業者の協議により負担すること。

VII. 契約解除・損害賠償

- (1) 契約解除
 - ・ 当院が、受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるときは、何ら受託事業者に催告を要せず契約を解除することができる。
 - ・ この場合、当院は受託事業者に違約金を請求することができる。
- (2) 損害賠償
 - ・ 受託事業者の故意又は重大な過失、その他受託事業者の責に帰すべき事由により、当院又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに当院に報告するとともに、受託事業者の負担により原状復帰・修繕・修復等適切な処置を講じなければならない。
 - ・ この場合、受託事業者はその賠償の責を負うものとする。

VIII. その他

- ・ 本説明書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、当院と協議し解決にあたること。
- ・ 本説明書に記載なき事項で当院から追加要請があった場合、当院と協議し検討のうえ対応すること。